

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成16年6月29日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成16年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ684,450円増加し、7,030,000円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、従来から行っている電話、手紙以外にも家庭訪問等を行うことでねばり強く督促を重ねてきた。その結果、債務者から747,900円の回収を図ることができた。また、連帯保証人についても、同様に家庭訪問等を行ってきた。</p> <p>今後も訪問などによる督促を強化して、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時に奨学生に対して卒業後に返還の義務があることの周知を図り、新たな収入未済の発生防止に努める。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成16年7月5日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成16年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,290,056円増加し、29,929,764円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、納入義務者への督促の回数を増やすなど、ねばり強く実施するとともに、貸付金の各種申請書類の受付や決定書類の交付等を依頼している関係市町教育委員会に対し、個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼しながら、一層の収納促進を図った。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、貸付段階のみならず、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努めてきたが、特に貸与終了時において、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。</p>

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成16年8月19日
監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）で、1,023,067円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職責の自覚の意識付けを図るため、毎月の全体会議等で、警察職員としての自覚と基本の遵守は職務の出発点であるとの意識付けを重ねて行くとともに、自動車運転の基本に係る資料を配付のうえ、繰り返し周知徹底を図った。 ・ 課員の「安全運転5則カード」の携帯確認を実施するとともに安全運転に対する動機付けを図った。 ・ 交通事故防止のキーワードは「先ず愛車精神」を合い言葉にその意識の醸成を図り、日常の清掃・整備・点検を再徹底するとともに、月例の車両点検時には必ず管理官等幹部が立会うようにした。 ・ 職員相互間で、出発時の安全運転の声かけ、注意喚起を重ねて呼び掛けることを指示するとともに出発時には幹部の一口アドバイスの励行に努めた。 ・ 他山の石として紹介されている事故事例を題材とした資料を配付し、各担当補佐を中心とした各係単位の小集団検討会を実施した。

- ・ 事故当事者となった職員等に対しては、「安全運転実践塾」を開催し、安全運転に対する意識改革や高度な運転技術の習得を図ることとしている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○県が指導監督の任にあたる法人に対する指導監督の一層の充実について 学校法人、社会福祉法人、農業協同組合および漁業協同組合において、一部ではあるが不祥事が生じていることから、これら法人の指導監督業務について、一層充実されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(健康福祉部健康福祉政策課) 社会福祉法等に基づき、県内の社会福祉法人・社会福祉施設に対し年1回以上の指導監査を実施している。 一部の法人において利用者からの預り金に不適切な会計処理が見受けられるなど、法人運営上改善すべき事項があった。 毎年、指導監査の重点事項を見直したり、様々な特徴的な取り組みを実施しているが、さらに法人自らの監事監査機能の充実を促すなど、健全な運営が行われるよう指導監査を実施し、施設利用者が安心して利用できる施設の実現に努める。	
(農政水産部農政課) 平成17年度の組織改正において、農業団体に対する検査の一層の徹底を図るため、農業団体検査室を新たに設置するとともに、農業団体・金融担当において指導の充実を図る体制を整えた。 今後は検査・指導の密接な連携を図り、不祥事の撲滅にあたりたい。	
(農政水産部水産課) 漁業補償に関わる不祥事が発生した際には、漁業協同組合連合会および各漁業協同組合に対し、業務体制を見直し、法令等を遵守した適正な運営がなされるよう通達を行っている。 また、常例検査実施体制を強化するためにも、要指導漁協等に対しては、検査時の検査職員数の増加を図り、より慎重な検査の実施を行った。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○職員住宅等の活用について 下記の職員住宅等については、入居率の低いものや全く使用されていないものが見受けられる。入居率の向上や他の目的での利活用の可能性など、あらゆる角度から検討を行い、改善に努められたい。 なお、県有施設ではないが、湖国寮については利用状況も低調で、施設も老朽化していることから、県として適切な指導をされたい。	
尾花川課長宿舎 彦根職員住宅 女子職員寮（もみじ寮） 老人ホーム長浜荘職員宿舎 軽費老人ホームきぬがさ荘職員宿舎 シガインターナショナルハウス 教職員住宅	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(総務部福利厚生課) 彦根職員住宅については平成17年度に用途廃止し、解体工事を行うこととした。 女子寮（もみじ寮）については、定期的な募集に加えて、随時募集を行うなどしているところであり、引き続き施設の利用促進に努めていくこととした。また、今後のもみじ寮	

の在り方については、他の独身寮の利用状況等も踏まえながら検討していく必要があると考えている。

(健康福祉部元気長寿福祉課)

きぬがさ荘の職員宿舎が昭和55年に、長浜荘の職員宿舎が昭和58年に整備されたものであるが、きぬがさ荘は平成7年3月、長浜荘は平成7年11月の退去を最後に職員宿舎としての利用はなされておらず、今後も、職員宿舎としての利用は見込めない状況から、有効利用のため倉庫へ用途変更する。

(教育委員会事務局福利課)

当課が管理する教職員住宅は16年度、老朽化の著しい長浜第一教職員住宅を解体したことにより、平成17年3月現在で146戸あり、うち入居戸数は114戸で、78%の入居率となっている。このうち、昭和50年代以降に建設された鉄筋コンクリート造の住宅については110戸中107戸の入居で、入居率97%と高い入居率となっている。

入居率の低い物件は、昭和40年前後に建設されたものであり、老朽化が著しく、入居率の向上、あるいは他目的での利活用を図るには、大規模修繕等が必要であり、費用対効果を考えると困難かと思われる。

このため、老朽化による未利用住宅については、予算面も考慮しながら順次解体撤去することとし、その他の住宅についても、利用率の維持に努めていく。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	<p>○健康診断委託について</p> <p>県職員、教職員、警察職員の健康診断業務については、各部所が所掌し実施しているが、その実施内容や契約単価等に差異が見られる。健康診断委託の実施内容の検討とともに、より競争原理が働き、透明性が確保されるよう仕様の標準化を図るなど、そのあり方について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部福利厚生課)</p> <p>健康診断の検査項目や検診方法については、それぞれの職場の実態や職員の健康診断結果を踏まえながら、厚生労働省、専門機関等の医学的見解に基づき、それぞれの健康管理委員会・安全衛生委員会で判断し、決定しているため、各実施主体により仕様は多少異なることとなる。しかし、今後は検査項目や検診方法について各実施主体が相互に情報交換しながら検討していくこととする。</p> <p>なお、契約については、現在、随意契約の方法により行っているが、より競争原理が働き、透明性が確保されるよう17年度より指名競争入札が可能なものについては指名競争入札により契約することとした。</p> <p>(教育委員会事務局福利課)</p> <p>県職員、教職員、警察職員の健康診断業務については、各部所毎に実施内容に差異が見られるのは、次の理由により生じるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①勤務態様、業務の性質、組織の規模などがそれぞれ異なるため、組織毎の健康問題も異なる。事業主は業務の性質・態様に応じた安全衛生管理体制を整備し、職員の安全と健康の確保に努めているので、部所毎に健康診断実施内容等に差異が生じる。 ②検査項目についても、それぞれの部所において、健康管理委員会や産業医の専門的意見に基づいて実施項目を検討しているため差異が生じる。 ③健康診断の根拠法令が異なる。教職員(県立学校)の健康診断については、学校保健法と労働安全衛生法の両方が共に根拠法令であるのに対し、県職員および警察職員の場合、労働安全衛生法のみが根拠法令である。 <p>また、契約において競争原理が働き透明性が確保される方法として、すでに平成16年度契約から、教育委員会では、指名競争入札を実施している。</p> <p>以上のことから、県職員、教職員、警察職員の健康診断業務の統一的な実施内容を図ることは、現段階では困難であるが、今後は三部所が情報交換を積極的に行い、実施内容を検討していくこととした。</p> <p>(警察本部)</p>

県職員、教職員、警察職員の健康診断業務の検査項目や健診方法については、それぞれの部署毎が、職場実態（勤務態様、業務の性質、組織の規模等）や職員の健康診断結果に基づく健康問題を踏まえながら決定しているため、実施内容等に差違が生じるものであり、現段階では統一化は困難ではあるが、今後は、3 部所が情報交換を積極的に行い、統一化が図れるものについては検討していくこととした。

また、契約等についても、現在「随意契約」で実施しているが、競争原理が働き、かつ、透明性を確保するため、今後は実施内容等の見直しを行い、可能なものについては「指名競争入札」に移行する方針で検討していくこととした。

監査結果報告年月日	平成16年12月 2 日
-----------	--------------

監 査 の 意 見

○流域協議会について

近年、河川整備計画策定のための地域住民による協議会のように地域住民を主体とした流域協議会が設置され、住民との協働の施策がとられるようになってきている。この手法が各分野に普及し、森林づくりに関する流域協議会、農村地域の環境保全に関する流域協議会等、分野ごとに出来つつあるが、元来、河川の流域を主体とした協議会であり、関係部課の連携が図られるよう検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（琵琶湖環境部水政課）

各分野における協議会の設立や活動の目的は、治水、利水、環境保全などの違いがあるが、マザーレイク21計画に基づく流域協議会については、河川流域ごとの地域住民が主体となった環境保全活動を進めることを目的としている。流域協議会が行う環境保全活動は、当然他分野のものも視野に入れていく必要があることから、今後の各流域協議会の活動や運営のあり方を検討していく中で、地域住民の意見を反映しながら、効率的かつ地域住民にわかりやすい協議会の体制づくりを検討していく。

（琵琶湖環境部林務緑政課）

各分野における協議会の設立や活動の目的は、治水、利水、環境保全などの違いがある。

「流域森林・林業活性化協議会」は、木材の生産・加工・流通にわたる川上から川下までの連携による森林整備と国産材の供給を進めることを目的として設立された「流域林業活性化センター」の内部運営のために組織されたもので、行政、木材関係機関など関係者の合意形成を果たすものである。

なお、当該協議会設置の目的を達成するために、必要に応じて、他分野の協議会への情報発信、情報収集、情報交換に努めるよう促すこととする。

（農政水産部農村振興課）

みずすまし推進協議会は、平成8年度に策定した「みずすまし構想」に基づき、農村地域の水質や生態系の保全を推進するために、河川の流域や土地改良区など地域のまとまりを考慮して住民主体で設立され、取組みを進めている。

みずすまし推進協議会が、河川の流域を主体とした他の分野の協議会と連携し活動することは、活動の充実や効率的な協議会運営に繋がることから、みずすまし推進協議会との連絡調整の場を設け、他の協議会活動の情報を積極的に提供している。

（土木交通部河港課）

河川法の改正により、今後の具体的な河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、関係住民等の意見を聴き整備計画に反映することとなった。

県では、主要な河川において公募によるメンバーで構成される「川づくり会議」等の名前で呼ばれる組織を設け、関係住民と意見交換を行い、整備計画への反映を行っている。

今後、「川づくり会議」を開催する時には、他の分野での協議会等とも連携を図れるように検討していく。

監査結果報告年月日	平成16年12月 2 日
-----------	--------------

監 査 の 意 見

○有害鳥獣対策について